



県有財産売却の媒介に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部（以下「乙」という。）とは、甲の施行する県有財産売却事業に係る県有財産売却の媒介に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 県有財産売却に当たり、乙に属する宅地建物取引業者（以下「媒介業者」という。）は甲と購入希望者との売買に係る媒介を行うものとし、甲乙及び媒介業者は、各々の社会的使命を有する立場と信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づく県有財産売却の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（業務執行体制の整備）

第2条 乙及び媒介業者は、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- （1）社会的信頼の確保と節度ある規律の確保
- （2）取引の信頼性と安全性の確保
- （3）その他この協定に基づく県有財産売却の媒介に関する円滑な業務執行体制の確立

（媒介依頼）

第3条 甲は、県有財産売却の媒介を依頼するときは、県有財産売却媒介依頼書（様式第1号）により乙に依頼するものとする。

- 2 甲は、前項の場合において、乙以外の者にも併せて当該県有財産の媒介を依頼できるものとする。
- 3 乙は、第1項の依頼があったときは、媒介業者に周知するものとする。

（媒介依頼の中止）

第4条 甲は、前条第1項の県有財産売却媒介の依頼を中断、又は中止するときは、乙に県有財産売却媒介依頼の中止通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 乙は、前項の通知があった場合は、媒介業者に周知するものとする。
- 3 甲は、乙以外の依頼先において、又は甲自らが購入希望者を選定したときは、乙にその旨を速やかに報告するものとする。

（媒介契約の締結）

第5条 媒介業者は、県有財産売却の媒介を行おうとするときは、甲に県有財産売却の媒介に関する契約申込書（様式第3号）を提出し、甲と県有財産売却の媒介に関する契約書（様式第4号）を締結するものとする。

（媒介業務）

第6条 媒介業者は、県有財産購入者に対し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に規定する重要事項の説明等を行うものとし、その説明等に用いた書面の写しを甲に提出する



ものとする。

2 媒介業者は、県有財産の購入希望者から県有財産売払申請書（様式第5号）の提出を受けたときは、口頭により速やかに甲に報告するとともに、当該申請書を甲に提出するものとする。

3 県有財産売払申請書を提出した購入希望者（以下「申請者」という。）が、県有財産の購入を中止する場合、媒介業者は速やかに甲に報告するとともに、購入希望者から県有財産売払申請取下書（様式第6号）の提出を受けるものとする。

（県有財産購入者の決定）

第7条 甲は、前条第2項の規定による県有財産売払申請書の提出があったときは、購入資格等を審査のうえ県有財産売払の適否を決定し、審査決定通知書（様式第7号）により、当該媒介業者に結果を通知するものとする。

2 甲は、前項の規定による決定後、やむを得ない事情があるときは、県有財産購入者の決定を解除できるものとする。

（売買契約の締結）

第8条 甲は申請者と売買契約を締結したときは、売買契約報告書（様式第8号）により速やかに乙に報告するものとする。

（媒介報酬の額及び支払時期）

第9条 県有財産売却の媒介に係る報酬（以下「媒介報酬」という。）の額は、宅地建物取引業法第46条第1項に基づき国土交通大臣が定めた額以内とする。

2 媒介報酬の額は、県有財産の売払価格を次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の右欄に掲げた割合を乗じて得た金額を合計した金額とする。

ただし、千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

区分	割合
5000万円以下の金額	1000分の30
5000万円を超え、10億円以下の金額	1000分の25
10億円を超える金額	1000分の20

3 前項の規定による媒介報酬の額には、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。

4 甲は、当該県有財産の売買代金が全額納入され、所有権移転登記が完了したのち、当該媒介業者の請求（様式第9号）に基づき、媒介報酬を支払うものとする。

（苦情紛争の処理）

第10条 この協定に基づく業務に関して、苦情、紛争が発生した場合には、甲と乙が協議の上、乙において処理することとし、乙は、乙の措置及び指示に媒介業者を異議なく従わせるものとする。

（協定の解除）

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたときは、この協

定を解除することができるものとする。

2 甲又は乙は、この協定に基づく業務の履行の必要がなくなつたと判断したときは、甲と乙が協議してこの協定を解除するものとする。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5（2023）年9月5日

甲 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富

乙 栃木県宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル7階
公益社団法人全日本不動産協会 栃木県本部
本部長 稲川 知法

